

令和6年能登半島地震なりわい再建支援補助金

！ 注意点 ！

01

補助金で復旧した建物・設備は、保険・共済への加入が求められます。

- ✓ 自然災害(風水害を含む)による損害を補償する保険・共済に加入する必要があります。地震保険でなくても結構です。
- ✓ 必要な付保割合は、以下のとおりです。
 - 小規模企業者等：30%以上（推奨） 加入の代わりにBCP策定等でも可
 - 中小企業者等：30%以上（必須） (県指定の簡易様式あり)
 - 中堅企業等以上：40%以上（必須）

02

補助金で復旧した建物・設備は、処分に制限がかかります。一定の期間のうちに財産処分を行う場合、補助金相当分の返納が必要です。

- ✓ 財産処分とは、別の目的の使用、譲渡、取壊し、抵当権設定等です。
- ✓ 一定の期間とは、例えば、鉄筋コンクリートの工場なら24年、食料品製造業用設備なら10年などとなります。

03

申請代行で法外な手数料を求める悪質な業者に十分に注意してください。

- ✓ 申請をお考えの方は、まずは、公的機関(県が設置する相談窓口や商工会・商工会議所等)や金融機関などにご相談ください。

04

県からの補助金の支払いは、復旧が全て完了(支払いまで完了)してからになります。

05

実施済みの復旧も遡って補助対象になるので、被災時の写真や見積書の保管をお願いします。

募集は複数年・継続して行いますので、注意点を踏まえ、焦らず、じっくり検討してください。****